

第2回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会 議事概要

◆日 時 平成18年3月26日(日) 13:30~16:30

◆場 所 吉野町中央公民館 第3・4研修室

◆出席者

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田垣内 進一	神習教大台ヶ原大教会 教長 (ご欠席)
田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師 (ご欠席)
横田 岳人	龍谷大学 講師

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	杉本 和也 調整員
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村地域振興課	中崎 和徳 課長
川上村産業振興課	(ご欠席)
大台町宮川総合支所産業室	(ご欠席)

<関係団体等>

上北山村議会総合開発特別委員会	更谷 武廣 委員長
上北山村観光協会	更谷 昌美 協会長
上北山村漁業協同組合	金山 進英 組合長
上北山区区長会	福田 利也 代表
上北山村商工会	(ご欠席)
(財) グリーンパーク川上	(ご欠席)
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株)	本間 康之 課長
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇
奈良県労働者山岳連盟	前 圭一
奈良県山岳連盟	梅屋 則夫 副会長
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)	池川 敏男 課長
日本山岳会関西支部	篠崎 仁 理事
特定非営利活動法人森と人のネットワーク・奈良	岩本 泉治 理事
大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
吉野きたやま森林組合上北山支所	下吉 博之 技師
吉野熊野観光開発(株)	仲川 勝敏 専務取締役
ワーク21かみきたやま	平山 孝一 会長

(以上敬称略)

<事務局>

近畿地方環境事務所	出江 俊夫 所長
	小沢 晴司 統括自然保護企画官
	柴田 泰邦 国立公園・保全整備課長
	小林 浩二 国立公園・保全整備課長補佐
吉野自然保護官事務所	熊代 哲 自然保護官
(株) スペースビジョン研究所	宮前 洋一 代表取締役

◆議 事

- (1) 西大台地区利用適正化計画について
- (2) その他

◆議事概要（会議は公開で行われた）

議事（1）

- 資料に基づき、西大台地区利用適正化計画（素案）等について事務局より説明。
 - 構成員からの主な意見等
- (利用調整を行う区域について)
- ・三津河落山は区域から除外されているが、近年ツアーライドが多くの人々が立入っている。ドライブウェイ北側についても区域に含め、一体的に利用の調整を図るべきである。
 - ⇒ [環境省] 区域のなかをドライブウェイが通過することになり、利用者のコントロール等の管理が難しい。まずは、特に利用調整の必要性が高い区域として、ドライブウェイ南側の提示案で進めていきたい。三津河落山については、立入らないことを呼び掛けるなど他の手法を組み合わせながら、今後の課題としたい。
 - ・区域には県有地を含まないと認識でよい。
 - ・県有地や村有地との境界確定の際には、現地での立会いが必要である。
 - ・歩道沿いの境界については、標識や柵等を設置する場合に景観へのインパクトが大きいので、歩道から10~20m程度離して設置するべきではないか。
 - ⇒ [環境省] 境界の確定に関する詳細については、関係者等と調整のうえ検討を進めていく。
 - ・区域について異議はない。

(対象とする期間について)

- ・かつて大台ヶ原では、スノーシューで雪上を散策するツアーライドが実施されていた。冬期についても利用調整期間とするべきではないか。
- ⇒ [環境省] 冬期の利用については、人数の問題だけでなくスノーモービルの利用なども他地域で課題とされており、実態として必要性が認められれば将来的に検討することもあり得るが、当面は設定しない。「冬期に利用を調整する必要性が認められない」という表現については見直す。
- ・利用調整の時間を終日とするのであれば24時間体制の管理が必要である。時間を限定する必要があるのではないか。
- ⇒ [環境省] 規制の対象は終日である。夜間の立入りに関する実務については、別途検討する必要がある。期間は原案通りとしたい。
- ・期間について異議はない。

(利用人数の適正化の方法について：①1日あたりの総利用者数の上限について)

- ・「利用の質の向上が図られれば量が増えても問題ない」という表現は不適切である。年間利用者数の総量を減らすべきである。
 - ・規制の方針として、年間利用者数の総量を減らすか、ピーク時における1日あたりの利用者数を減らすか、を明確にする必要がある。ピーク時の規制であれば、土日のみの実施で十分ではないか。
- ⇒ [環境省] 単に年間利用者数の総量が増加して良いとは考えていない。利用調整の目的は、ピーク時における利用の分散及び質の高い利用の推進である。
- ・環境に対する収容量を科学的に明らかにすることは困難であり、年間利用者数の総量の上限を設定することは難しいと考える。人数の上限設定については、地元からの意見等を踏まえ、実現可能な範囲で進めていくべきである。
- ⇒ [環境省] 人数の上限設定については、一度決定したものを見直していく仕組みを検討している。
- ・ピーク時における利用者数の調整の必要性は全員の一一致した認識であるが、年間利用者数の調整の考え方については意見がわかっている。今後、基本的な考え方について合意形成を図ることが肝要である。

(利用人数の適正化の方法について：②団体の人数の上限について)

- ・利用人数の上限を決めてから、団体の上限を決めるべき。資料は順番が逆である。
- ・団体の上限人数で15名は多すぎる。10名以内にするべきではないか。
- ・小学校の体験学習など団体による立入りについては、特例措置を検討してほしい。
- ・質の高い利用の観点から「静寂性」が非常に重要である。大人数でもグループ分けして入山すればよいのであり、特例は認めるべきではない。
- ・他地域では、グループ毎に入山しても山頂で合流し、大きな団体で帰ってくるという事例がある。グループではなく、団体として制限するべきである。
- ・事前予約制にした場合、ツアーカンパニーが立入り可能な人数枠を全て押さえ、個人の利用者が排除されてしまう可能性があるので、その対応についても検討しておくべきである。

(利用人数の適正化の方法について：③その他)

- ・現在の周回線歩道の他に、ガイド付きを条件とした新規ルートを設定し、利用の分散を図る方法も検討すべきである。
- ・春先は植物にとって重要な芽生えの時期であるとともに利用の影響を受けやすいため、適正化方法の検討の際には、これらについても配慮するべきである。

(利用方法に関する規定について)

- ・荒天時の立入りへの対応のため、避難ルートなどの登山道の整備をお願いしたい。
 - ・利用調整地区への立入りに際しては、利用者の自己責任の考え方方が重要である。質の高い利用の観点から、過剰な整備はすべきではない。
- ⇒ [環境省] 歩道等の施設整備は必要最少限とし、あわせて注意事項の周知徹底等ソフトによる対応を充実させていく。
- ・入山心得（仮称）を事前送付し、環境省がビジターセンターでレクチャーの上で認定証を交付すべきである。

- ・認定証の返却を義務化することによって、遭難に対する安全管理が徹底されるのではないか。
- ・認定ガイドは、一般的なガイド資格の取得を条件とするのではなく、現地におけるガイド研修等の受講を条件とすべきである。資格の取得となると、地元の高齢の方々がガイドを目指す際の障壁になる。
- ・登山者や岩登りをする利用者を考慮すると、ガイドの同行を義務付けることは困難ではないか。
⇒【環境省】認定ガイド制度が確立されていないため、当面は義務付けはせず、同行が望ましいという方向を考えているが、さらに考え方を整理したい。

(管理運営体制について)

- ・ドライブウェイからの違法な立入りはどうのように管理するのか。ガイドが取締りを担うのは難しい。
⇒【環境省】モラルに任せる部分も残るが、広報、標識などによる周知徹底、入口付近は柵等による物理的制限、環境省を中心としたパトロール体制の確立などの組み合わせで対応したい。
- ・現実的な管理にとらわれすぎている。広大な自然を相手に全てを管理することは不可能である。理念をもって計画し、利用者の良心に任せて管理する部分も必要である。
- ・一定期間に複数回利用する場合、毎回認定手続きが生じないような運用方法を検討するなど、できるだけ手続きは簡略化してほしい。
- ・歩道から外れないことを原則と考えれば、西ノ滝や千石嵐等を登る利用は違反ではないのか。
⇒【環境省】歩道外の利用については、クライマーやガイド付きツアー等が考えられるため、認定にあたって運用面での詳細な検討をする必要がある。
- ・ビジターセンターの夜間駐在がなくなった現在、夜間に山上で滞在しているのは大台荘のみである。夜間の管理には遭難対応等も必然的に含まれるため、管理運営体制を検討する際には、これらを含めて十分に検討していただきたい。

(その他、利用調整地区について)

- ・利用調整の目的は、量の規制だけでなく質の向上を図ることである。これまで自由に立入ることができた場所に手続きを経なければ立入ることができなくなり、利用者の意識改革に繋がる。
- ・利用調整は「利用者を待たせること」であって、立入り後はある程度自由な利用を推進すべきである。

(進め方について)

- ・ビジターセンターのフロア管理及び博物展示事業の執行の一部は奈良県が担っている。ビジターセンターの役割等について、県との十分な事前調整をお願いしたい。
- ・協議会構成員は皆が当事者である。スタートしたら協議会の役割が終わりということではなく、スタートした後の体制を確立していくことが重要である。

議事（2）

- 資料に基づき、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会設置要領の改正案について説明し、本改正案は了承された。
- 今後、概ね5月頃に次回協議会の開催を予定。それに先立ち、専門家や地域住民等によるワークショップの開催などを通じて、計画内容の詳細を検討する。

[文責：近畿地方環境事務所]